

## 第1回 法制度研究部会レポート

開催日時	2019年10月30日(15:30~18:30)
開催場所	早稲田大学
テーマ	改正意匠法における「建築物」「内装」の意匠について(審査基準案の検討)

### 1. 研究会の概要

#### (1) 部会開催時の審査基準検討状況

- ・特許庁意匠課では、意匠法改正を受けて「建築物の意匠」「内装の意匠」の審査基準を作成中で、審査基準ワーキンググループ(WG)で審議を進めていた。
- ・10月23日のWGで審査基準案が示され、審議された。
- ・次回のWG(11月20日)に、10月23日の審議を踏まえた改定案(ほぼ最終と思われるもの)が提示される予定であった。

#### (2) 開催の目的

- ・11月20日に呈示される案の決定前であれば、修正の余地があると考えられた。
- ・基準案は固まりつつあるが、未だ不明確な部分が幾多ある。
- ・特許庁は各職域団体等と意見交換を行っているが、デザイナー、企業、実務家という職域毎の意見交換では見えてこない、特許庁に認識されていない問題点もあると思われる。
- ・「法制度研究部会」での検討によって、「特許庁に認識されていない」審査基準案の問題点を抽出し、協会の意見として、特許庁に伝えることを目的とする。

#### (3) プログラム

##### 第1部

- (1) 「内装デザイン」の創作現場の解説
- (2) 「内装デザイン」の保護を求める現場からの解説
- (3) 審査基準案の解説

##### 第2部 参加者をグループ分けしての検討

##### 第3部 グループからの発表と全体討論

#### (4) 検討内容

内装デザイナー、内装の保護を求める者それぞれからの現場の解説と弁理士からの審査基準の解説に続き、6グループに分かれて審査基準案を検討した。「建築物の意匠」担当グループからは、「自然物」の扱いなどについて、「内装の意匠」担当グループからは、内装の意匠の多くは個別対応であり、公表されないものが多いという特殊性などについて、「類似」担当グループからは、空間デザインは、要素が多く複雑で、意匠登録するために図面で表現することに

困難がある。意匠の認識も、類似判断も難しくなるなど、デザイナーの参加により種々の課題が提起された。

全体での検討を経て、「建築物の意匠」に「自然物」を含めることを骨子とする意見書を特許庁に提出することとなった。

その後、意見書を提出し、更にパブコメにも対応した。

## (5) 参加者の内訳

弁護士・弁理士	23人	
デザイナー	13人	
企業知財担当	8人	
学者（研究職）	2人	（合計46人）

## 2. 第1部の概要

### (1) 内装デザインの創作についてのレクチャー

スピーカー

（一社）日本空間デザイン協会会長 鈴木恵千代 氏

（一社）日本空間デザイン協会専務理事 出原秀仁 氏

鈴木恵千代さん、出原秀仁さんのお二人から、空間デザインのデザイン手法や考え方等を、画像での紹介を含めて話して頂いた。

### (2) 内装デザインの保護についてのレクチャー

スピーカー

（株）カルチュア・コンビニエンス・クラブ 中路星児 氏

カルチュアコンビニエンスクラブ（当会会員）の中路星児さんから、店舗デザインの模倣例の紹介を含め、店舗デザインの保護の必要性を話して頂いた。



鈴木恵千代 氏



出原秀仁 氏



中路星児 氏

### (3) 審査基準案の解説

当部会の担当理事である峯唯夫が、「建築物」「内装」に関する審査基準案の概要及び検討課題を説明した。

### 3. 第2部の概要

参加者を6グループに分け、「建築物」「内装」「類似」をテーマとして検討した。各グループから、以下のような発表があった。

#### (1) 「建築物」を検討したグループからの意見

##### ① 建築物と自然物

10月23日付けWGで提示された改訂意匠審査基準案4.5にある「審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う」との基準は妥当ではない。

建物自体に固定されているか否かを問わず樹木等の自然物を建築物の意匠を構成する要素の一つとして認めるとともに、全体として一の建築物の意匠として扱うかは、建物と自然物とが主と従の関係で複合しているかによって判断することを提案する。

その主たる理由は、建築のデザインにおいて建物と外構とはそもそも密接に関連しており、そして外構のデザインにおいて自然物は極く一般的に用いられる要素であり、かつその果たす役割が大であること、また、とりわけ今回の立法が「ブランド構築の重要な手段である」ことに着目して建築物の意匠を保護対象に加えた点に照らすと、むしろリゾート施設などにおいて外構デザインの主たる要素となる自然物を、建築物の意匠の構成要素からア priori に排除するのは妥当ではないことにある。

例えば星野リゾートやアマンホテルのようなリゾート施設においては、敷地内に樹木等の自然物を適宜配して敷地外における自然の山や川と建物とを接続し、それによって全体のイメージを整え、集客に役立っている。これらリゾートホテルのブランド価値は極めて高い。

(参照)

<https://www.hoshinoresorts.com/resortsandhotels/hoshinoya/taketomijima.html>

<https://www.hoshinoresorts.com/resortsandhotels/hoshinoya/fuji.html>

<https://luxury-collection.jp/hotel/Amanpuri>

<https://luxury-collection.jp/hotel/Amandari>



## ② 「付随物」の範囲

- ・「付随物」との文言は、その範囲が不明瞭である。

例えば、①パスカル大分事務棟のように、長々と続く敷石が付随物として建築物を構成するのか、よくわからない。あるいは、②大学のキャンパスにおいて、複数の建物に機能的・形態的な一体性が認められる場合、それらをつなぐ巨大な構造物が付随物として建築物を構成するのも、よくわからない。

しかし、何を以て「付随物」とするのかは、解釈の問題であって、基準において明確に定められるものではないし、今後出願人や権利者が主体的に争っていくべき事柄である。

よって、上記の基準案は一応妥当であると考ええる。

(参照)

<http://www.taisei-design.jp/de/works/2018/pascal3.html>



## (2) 「内装」を検討したグループからの意見

### ① 権利乱立への危惧

- ・内装の意匠は非常に多くの数が創作されており、多くは個別対応のデザインである。権利が乱立するとクリアランス対応の問題が生じ、「産業の発達」を阻害するおそれがある。

- ・「内装」特にオフィスの内装は、公表されないものが多い。

という事情が指摘され、審査のレベルに対する危惧が示された。

### ② 資料不足への危惧

審査基準の問題ではないが、意匠課がどの程度の資料を収集しているのかを公表する必要があるだろう

### ③ 「内装」のシリーズ展開と保護範囲

例えば化粧品の販売ブースの内装をシリーズ展開する場合、店舗の状況に対応させて変化させている。どこまでが一つの登録でカバーできるのか不安がある。



#### ④ 評価の観点

- ・内装デザイナーから「カタチ」だけで評価してはいけない。内装のデザインは「ブランドストーリー」の中で評価すべきである、との意見が出された。
- ・基準案にいう「統一的な創作思想」との意味が理解できない。「コンセプト」なのか、という議論になったが、意匠法で保護するのは「コンセプト」ではなく「カタチ」である、したがって、「統一的な創作思想」は「カタチ」で評価すべきものとの結論に至った。



### (3) 「類似」を検討したグループからの意見

#### ① 類似の幅

- ・デザインの自由度は確保したい。保護範囲は狭くてもよい。特に、公知のデザインは登録されないようにする必要がある。
- ・空間デザインは、要素が多く複雑で、意匠登録するために図面で表現することに困難がある。意匠の認識も、類似判断も難しくなる。
- ・ありふれたデザインは、誰もが使用できるように、保護除外されるべきであり、独創的デザインのみが登録されるべきである。
- ・公知意匠が多数あるデザインは、類似の幅を狭くし、新しいデザインを保護する必要がある。

- 素材が重要なデザインもある。←素材を表現するためには写真によるしかないが、その素材が公知意匠との関係で重要かどうか見極めて、素材を出した方がよいか判断が必要。



## ② コンセプトについて

- コンセプトは説明のためのもので、デザインの創作は具体的な形状等である。
- 目的やコンセプトだけの保護は無理がある。
- 物品の意匠でも、具体的な形状等で保護するしかない、コンセプトの保護は難しい。
- 物品の意匠も同様であるが、コンセプト等は、願書の説明等で述べる、あるいは、意見書等で主張することで表現するしかないのではないか。

## ③ 意匠権侵害の調査・クリアランスについて

- 建築物・内装の意匠が新たに発生する場合、その意匠権に抵触するか否かの調査・判断が問題となる。
- 著作権と違って、独自創作であっても意匠権侵害の可能性がある。調査等が不可欠となる。
- 簡単に判断できるようなシステムが必要である。
- 公報発行のタイムラグもある。自己の創作記録も必要だし、早く出願しないと意味がない。
- 安心して建築・内装の施行・実施ができるのか。
- デザインクライアントに提案する際に意匠権の有無を求められたらデザイン会社が調査を要する契約になるとしんどい。2週間でコンペ提案の場合もある。←JPPなどで検索してピックアップすれば、そう面倒でない。←近い場合の判断は難しい。←どの業界も同じ、社内で判断を蓄積するか専門家に依頼。
- とにかくデザインの自由度を確保したい。



#### 4. 第3部

第3部の全体討論では、「建築物」を検討したグループから提起された「自然物」の扱いについて、特に議論が深められ、「建築物」に「自然物」を含める方向で、特許庁（意匠課審査基準室）に意見書を提出することとなった。

#### 5. その後の展開

##### （1）意見書の提出

当日の議論を基礎として、「建築物」の意匠の構成要素に、建築物に付随する自然物を含めることを主眼とした「意見書」を11月18日に特許庁意匠課審査基準室に提出した。意見は審査基準に反映された。

##### （2）パブコメへの対応

当日の参加者を含め8人で検討会を開催し、パブコメを提出した。意見の一部は、審査基準及び今後の方向性に採用された。

以上

（レポート作成 2020.03.27 峯 唯夫）